

埼玉労働局発表
令和6年6月6日(木)

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課
健康安全課長 川又 裕子
主任産業安全専門官 松永 浩司
(電話番号) 048-600-6206

報道関係者 各位

死亡労働災害多発緊急警報を発令
～死亡労働災害急増～

埼玉労働局(局長 片淵 仁文)は、埼玉県内における死亡労働災害が令和6年4月以降急増し、前年同期比で大幅な増加となったため「**死亡労働災害多発緊急警報**」を発令し、「全国安全週間準備期間」とあわせて県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ることとしました。

埼玉労働局は死亡労働災害減少に向けて、県内各労働基準監督署と連携し、「全国安全週間準備期間」の取組のほか、各関係団体のほか事業者に対し、働きかけてまいります。

1 発令期間

令和6年6月6日(木)から令和6年7月7日

2 期間中に特に徹底すること

(1) 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

(2) 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

(3) 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。交通安全教育を実施すること。

(4) 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

(5) 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

(6) 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩とること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

【資料】

別紙 1 死亡労働災害多発緊急警報

別紙 2 死亡労働災害多発緊急警報リーフレット

死亡労働災害多発緊急警報

令和6年6月6日
埼玉労働局

埼玉労働局管内における死亡労働災害が令和6年6月6日現在で12人と前年同期と比較して大幅な増加となり、建設業においては死亡者が5人とその半数を占め、前年同期の5倍となっています。

事故の型別でみると「はさまれ・巻き込まれ災害」3人、「交通事故」3人が多くなっています。

このまま死亡災害が発生し続けると、前年の年間19人、前々年の年間27人を超えることが懸念されます。

このような状況を重く捉え、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し、「全国安全週間準備期間」でもあることから、県内の事業者、労働者をはじめとする関係者に対して、死亡労働災害の撲滅に向け、安全の確保、基本的な安全措置の徹底を図ります。

記

1 発令期間

令和6年6月6日から令和6年7月7日（全国安全週間終了日まで）

2 期間中に特に徹底すること

(1) 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

(2) 機械によるはさまれ、巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

(3) 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。交通安全教育を実施すること。

(4) 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

(5) 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

(6) 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩とること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

死亡労働災害多発緊急警報発令！

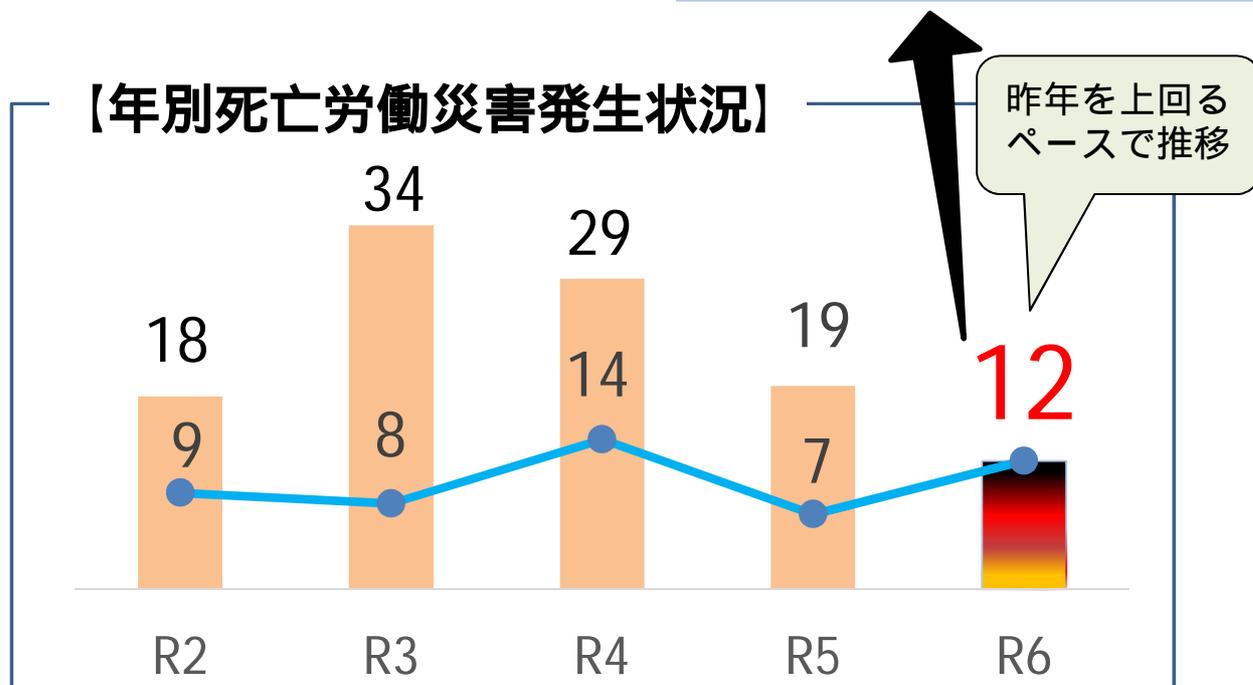


～死亡労働災害を発生させない取組みを～

建設業で【5人死亡】

はさまれ・巻き込まれ【3人死亡】

交通事故【3人死亡】



令和6年の数値は6月4日現在の速報値であり、また、折れ線グラフは令和6年同期比の人数

厚生労働省

埼玉労働局・労働基準監督署



埼玉労働局管内では、現在死亡労働災害が多発しています。

死亡労働災害多発と全国安全週間準備期間であることに鑑み、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めます。

これら死亡労働災害は、県内の広い範囲において発生していることから、県内すべての地域・業種において労働災害防止にかかる意識の高揚を図る必要があります。

各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

1 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

2 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

3 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。
交通安全教育を実施すること。

4 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

5 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

6 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩とること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

20240605

